	告特定同族会社の連結留保金額 国別帰属額の計算に関する明細語		対する税額 (車)	業	H		•	•	法人名	(
	個別留保所得金額	1	円 円				個 別	所	 	額	25	円 円
	(別表四の二付表「56の②」) 連結法人間配当等の当期支払額	2					非適格合併譲渡利益	たよる		宝等の	26	
	連結法人間配当等の当期受取額	3						四の二付	表「45」)		27	
当	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	4					(別級パニ) 「 計」のうち帰せ 受 贈 益 (28	
期	(前期の(5)) 当期末配当等の額	5					(別表 適格現物分		∱表「9」) る益金不算		29	
留	(連結法人間配当等の額を除く。) 連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額と			所	追	車	受取配当等の	益金不算		-	30	
保	して帰せられる金額並びに復興特別法人税 の減少額として帰せられる金額の合計額 連結留保税額の個別帰属額がないものとし	6		得	糸		法人税額の		等(過誤			
金	を場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額	7		基	戸	折	中間納付額 (別表四の 連結欠損金等 (別表七の二付詞	二付表「 の当期控	23」+「26 除額の個別	6」) J帰属額	31	
個	別表一の二(一)「5」+「7」及び 「10の外書」のうち帰せられる金額	8		準	祥	温.	三「9」若しくは「2	21」又は別え 人 築 σ	長七の二付表[) 最終の	四[10]))	32	
別帰	個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9		額	争	等	(別表 新 鉱 床 探 釒	₹四の二付 拡 費 又	·表「7」) は 海 外 新	斤鉱床	33	
属	住個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額	10		を	個		探鉱費の特 (別表十(四) 対外船舶週	401のうち	5帰せられる	(金額)	34	
額	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)+(9)-(10)-(別表-の二(-)「11」のうち帰せられる金額-別表六の二(二)付表「14)-別表六の二(七)「19			連	另	1,1	対外船組入金額の損金(別表+(五)対外船組建力	重航 事業	それの 日え	本 船 舶	35	
の	(1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	11		結	٦Į	큐	による収入 金額の益金 (別表+(五)「21 沖縄の認)	」又は123」の	うち帰せられ	る金額)	36	
計	の 連結親法人が大法人による完全支配 関係がある中小連結親法人の場合計 (8)+(9)-(10)-(9)まかご(2)(11)のう場では公逸鋼-9)まかり			留	屌	属	特別控除	: 額 の -の二(-)「 : 合 特 別	個 別 帰 7」又は「12」) 「区域にま	属額	37	
算	第 表記・別志の二(4)「11」の 7 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	12		保	客	摂_	指定特定事金額の損金 の損金 (別表十(二) 国際戦略級	び業法人 変算入額 「7」のうち	. の 連 結 月 [の 個 別 月 帰せられる: [図 域 に :	所得の 帰属額 金額	38	
	別表さの二(十五)「10] ―別表さの二(十六)「19] ―別表さの二(十七)「5」―別表さの二(十八)「15] ―別表さの二(十九)「20] ―別表さの二(二十)「9」			控	0	カ	指定特定事金額の益金 (別表十(二)	¥ 業 法 人 ≥ 算 入 額 「9」のうち	, の 連 結 F [の 個 別 f 帰せられる	所得の 帚属額 金額	39	
	住 民 税 額 ((8)又は((11)又は(12))のいずれか多 い金額)×(20.7%又は16.3%)	13		除	言	計	認定研究開発金額の損金 (別表十(三)	注算 入 額 「7」のうち	[の個別] 帰せられる	帚 属 額 金額)	40	
	当期留保金個別帰属額(1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14		額	貨	算	認定研究開発 金額の益金 (別表十(三)	≥算入額 「9」のうち	[の個別]帰せられる	帚 属 額 金額)	41	
積	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	15		と			収 用 等 の ! 特 別 控 除 ((別表十の二(こ うち帰せられる	: 額 の ニ)「18」+「3 金額)又は	個 別 帰 1」+「34」+「37 別表十の二(属 額 」+「40」の 二)「43」)	42	
金	同 上 の 25 % 相 当 額	16		す			肉 用 牛 の 引 の 特 別 控 (別表十(七)	除額の) 個 別 帰	属額	43	
基準	期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表一[25の①])-(4)	17		場場			連結超過利子額 (別表十七σ			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	44	
額を対	期 適格合併等により増加した 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18		合			個別課 (別表十七(三) 「				45	
連結の	増 適格分割型分割等により減 減少した連結個別利益積立金額	19					連結所 25)-(26)+(27)+(28) -(36)+(37)+(38)-(3	+(29)+(30)+		+(34)+(35)	46	
留保地	期末連結個別利益積立金額 (17)+(18)-(19)	20				留保り連	R 金 個 別 帰 E 結 所 得 等 I4)の金額があっ	属額が個別帰	ある連糸属額の台	吉法人計額	47	
控除額	個別帰属利益積立金差額 (16)-(20) 留保金個別帰属額がある連結法人の	21			調に	果った。	税 連 結 fb お け る 連 (別表	留保金 結所 を三の二「	注額の 得等の 37」)	計算金額	48	
観とす	個別帰属利益積立金差額の合計額 ((14の金額がある連結法人の(21)の合計額)	22					連結留保金額		おける所得		49	
する場	課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	23			個	固 (49)	別 所	得 (46)			50	
合	個 別 積 立 金 基 準 額 (21) (23) × (22) 又は(23) のいずれか多い金額	24		基	1	準		留	保 金		51	
	連 結 個		税	額	の		算	1				
年(51	3,000 万円相当額以下の金額)又は(3,000万円× ₁₂)のいずれか少ない金額	52	円	(52))		O 10	%	相 当	額	55	円
(((51	000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額)-(52))又は(1億円× ₁₂ -(52))のいずれか少ない金額	53		(53))		Ø 15	%	相 当	額	56	
年	1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (51) - (52) - (53)	54		(54))		Ø 20	%	相 当	額	57	
連	連 結 留 (結 個 別 留 保 税 額		税 額 の 個	別連	IJ	焆	居額 結 留	の 保	計 第 税	額		円
	(55) + (56) + (57)	58	1,	~	4-		(別表3	三の二「4	8])		60	1.1
各連	望結法人の連結個別留保税額の合計額 (条連結法人の(50の合計額)	連	术	百	留保税 60	頃 <i>ツ</i> 値)× (58)	到別 帰	属 額	61			